

被災者生活再建支援制度の拡充

京都府資料

資料9

現状・課題

災害の激甚化・頻発化する中、災害への備えの重要性の高まり

○背景

- ・ 能登半島において、1月の地震に続き、9月には大雨による被害を受けるなど、激甚化・頻発化する災害に対する備えの重要性が一層高まる中、大規模災害対策の強化や、被災者支援の充実が必要

○現在の被災者生活再建支援制度

- ・ 制度が適用された自治体を対象に、都道府県が拠出した基金を活用し、全壊・大規模半壊などを条件に1世帯当たり最大300万円が被災者に支給される。
- ・ 同一の災害の被災者であっても、市町村毎の被災状況によって、救済適用の適否が異なり、住宅の全壊被害が10世帯未満の市町村に居住する被災者は、たとえ住宅が全壊被害を受けても制度の対象とならないことから、不公平感が生じる。

(京都府の事例)

- ・ 平成30年7月豪雨においては、福知山市や綾部市で制度が適用された一方、隣接の舞鶴市では住宅の大規模半壊（1戸）が発生したにもかかわらず、制度が適用されず。
- ・ 令和5年台風第7号の際には、福知山市で住宅の全壊（8戸）が発生していたものの、制度が適用されず。

⇒全ての被災者が被災程度に応じて等しく支援を受けることができる制度が必要

平成30年7月豪雨の被災現場
(綾部市)



令和5年台風第7号の被災現場
(福知山市)



提案内容

- 被災者生活再建支援制度の対象について、「10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等」という要件を緩和し、すべての被災区域を支援対象とすること
- 支援金の支給対象となる被害を、「全壊・大規模半壊等」から「床上浸水及び床下浸水」まで拡充すること
- 被災者がより早期に安定した生活を取り戻せるよう支援金額の増額など、制度の更なる充実を図ること